

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、平成〇年〇月〇日付けで退職するまで、〇会社で営業として勤務していた。

請求人によれば、連日の超過勤務及び親会社の違法派遣問題での顧客等の対応で精神的に過度の苦痛を受け、うつ病を発症したという。

請求人は、当該疾病は業務に起因するものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の疾病は業務上の事由によるものであるとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

私は単に役職が上がっただけで発症したとは、全く思っていなく感じてもない。長期に継続するストレス、グループ会社の不祥事、サービス残業なども原因であり、役職が上がったことだけが原因ではない。

よって、監督署長の不支給処分は誤りである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

(1) 発症時期

請求人は I C D - 10 診断ガイドラインに示されている「F41 他の不安障害」を平成〇年〇月頃に発症したと認められる。

(2) 業務による心理的負荷の評価

精神障害の発病前おおむね6か月における発病に関与したと考えられる業務による出来事は「管理部のリーダーからチーフリーダーに昇進した」ことが認められる。

この出来事の類型は「役割・地位等の変化」、具体的な出来事は「自分の昇格・昇進があった」に適用することが妥当であり、平均的な心理的負荷の強度は「I」である。

心理的負荷の強度を修正する視点を検討すると、請求人の昇格は一つ上の職位への昇格であり、通常の昇格と考えられる。また人間関係については、上司と仲が悪かったことが上司、同僚より述べられており、主観的、個人的な問題が示唆されている。上司、同僚等の証言によれば、請求人がチーフリーダーに昇格したことにより、業務が困難で大変であったとする証言は得られていない。よって、心理的負荷の強度の修正は必要ないものと考えられる。

出来事後の状況が持続する程度を検討すると、長時間労働の状態もなく、他に評価すべ

きことも認められない。

(3) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価

業務以外の心理的負荷の状況は不明である。

個体側要因については、メランコリー親和型性格傾向が窺われ、発病に少なからず関与していた可能性は否定できないと考えられる。

(4) 結論

以上から、業務による心理的負荷の総合評価は「強」には至らないことから、本件疾病と業務との相当因果関係は認められない。

4 審査官の判断

(1) 発症時期

請求人は I C D - 10 診断ガイドラインに示されている「F41 他の不安障害」を平成〇年〇月頃に発症したと認められる。

(2) 業務による心理的負荷の評価

ア 請求人は、業務による心理的負荷について、①支店長の交代、②営業社員の減少、③クレームへの対応、④エンジニアからの不満への対応、⑤チーフリーダーとしての職務、⑥長時間労働等を主張しているためこれらについて判断する。

イ ①の支店長の交代、②の営業社員の減少、⑥の長時間労働については、発症前おおむね6か月間の相当以前のことであり、評価の対象にならない。

ウ ③のクレームへの対応、④エンジニアからの不満への対応については、請求人の本来の担当業務であり、請求人の対応等により会社に大きな損害が発生したのではなく、また、エンジニアと大きなトラブルがあったという証言も存在しないため、出来事としての評価の対象にならない。

エ ⑤のチーフリーダーとしての職務については、チーフリーダーに昇格していることが認められ、評価の対象となる出来事に該当する。この出来事の類型は「役割・地位等の変化」、具体的な出来事は「自分の昇格・昇進があった」に適用することが妥当であり、平均的な心理的負荷の強度は「I」である。

心理的負荷の強度を修正する視点を検討すると、「職務・責任の変化の程度等」が掲げられている。上司・同僚等の証言によれば、請求人がチーフリーダーに昇格したことにより、業務が困難で大変であったとする客観的な証言は得られていないため、心理的負荷の強度の修正は必要ないものと判断する。

出来事後の状況が持続する程度について検討すると、長時間労働の状態もなく、他に評価すべき事項も認められない。また、特別な出来事等に該当する事柄は、認められない。

(3) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価

業務以外の心理的負荷の状況は不明である。

個体側要因については、メランコリー親和型性格傾向が窺われ、発病に少なからず関与していた可能性は否定できないと考えられる。

(4) 結論

請求人は「判断指針」に示す対象疾病に該当する精神障害を発病していることは認められるが、業務による心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

以上のことから、請求人の本件疾病の発症は、業務上の事由によるものであるとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してなした休業補償給付等を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。